

今後の組織機構改革について

I 組織機構改革の目的

本市は、平成20年度決算において財政健全化法に基づく財政健全化団体となり、平成22年2月に19年間に及ぶ財政健全化計画を策定し、健全化に向けた取り組みを推進しているところである。

計画においては、市民サービスの低下を抑制しつつ、人件費の抑制、遊休財産の処分、公共施設の統廃合などあらゆる角度から様々な方策を実施することで健全化を達成することとしているが、特に人件費の抑制については、再任用職員、非常勤嘱託員などの活用や、簡素で効率的な組織を構築し、188人の定員を削減し大きく収支の改善を図ることとしている。

こういったことから、組織機構改革については、定員削減に対応できるよう業務の効率化・連携を図る部業務の再編、部組織の統廃合などについて見直しを行うものとする。組織機構改革の見直しは、定員適正化計画と連動するので5年間程度を目途に、来年度から実施すべきものと、今後の行政課題への対応や健全化計画の項目ともなっている施設の統廃合の検討結果に基づき、社会教育部の再編及び学校教育部との統合、子ども関連部門の設置など、平成24年度以降に実施を検討すべきものとして以下のとおりとする。

II 概要

(1) 平成23年4月実施

①人権推進部の市長公室への統合及び市民生活課の相談業務の人権推進課への移管

人権推進部については、人権文化センターの指定管理者制度の導入に伴い、事業の大きな部分での委託化が進んだが、人権行政の推進は市政全般にわたる施策でもある。今後については、従前の事業部・課の位置付けから、相談事業等を通じて市民ニーズを分析し、人権行政を市全般の施策へフィードバックなどを行う政策立案部門とするため、市長公室へ統合し、さらには広報公聴部門との連携を図るなどで効果的・効率的に推進する。

また、市民相談機能の強化と連携化を図るとともに業務の効率化のため、市民生活課の法律相談等の業務を人権推進課に移管する。

②市民生活課の危機管理部門の自治振興課への移管

市民生活課の危機管理部門については平成22年度に危機管理担当参事を配置し、体制の強化を図ったところであるが、地域防災計画など、町会をはじめとした住民自治組織との調整や広報公聴部門において事業展開をすることで、大規模災害への備えを推進する必要があるため、市長公室自治振興課に防災、防犯を含む危機管理を移管する。

③市民生活課の交通対策部門の道路公園課への移管及び道路公園課と土木管理課の統合

コミュニティバスや、自動車駐車場、自転車駐輪場などの交通対策事業は、道路施設と関連もあり、

より効率的な行政を推進する観点から道路の施設管理部門に統合する。

また、建設工事と維持管理を業務とする道路公園課と、道路・公園台帳の管理や明示・占用許可などを業務とする土木管理課については、今後の道路・公園関連の事業量の縮小や大阪府から移管された法定外公共物関連事務が恒常安定化したことで両課を統合する。

④市民生活課の消費生活センターなどの消費者行政部門の商工労働観光課への移管

消費生活センターなどの消費者行政についてのことは以前に所管していた商工労働観光課に移管する。

現 行		変 更 内 容 等		
市長公室	秘書課	市長公室	秘書課	変更なし
	政策推進課		政策推進課	
	行財政管理課		行財政管理課	
	自治振興課		自治振興課	市民生活課から危機管理担当部門を移管
			人権推進課	人権推進部を市長公室に統合 市民生活課から相談業務（法律相談等）を移管
人権推進部	人権推進課	部の廃止 市長公室へ統合		
生活産業部	農林水産課	生活産業部	農林水産課	変更なし
	環境衛生課		環境衛生課	
	クリーンセンター		クリーンセンター	
	商工労働観光課		商工労働観光課	市民生活課から消費者行政部門を移管
	市民生活課	課の廃止 所管事務を自治振興課 人権推進課 商工労働観光課 道路公園課に移管		
都市整備部	都市計画課	都市整備部	都市計画課	変更なし
	建築住宅課		建築住宅課	
	道路公園課	道路公園課	土木管理課と統合 市民生活課から交通対策部門を移管	
	土木管理課		課の廃止 道路公園課と統合	

(2) 平成24年度以降の検討事項

①子ども関連部門の新設

昨今、大きな社会問題となっている児童虐待への対応をはじめ、子育てと青少年の健全育成について連携し、一連の施策として展開が図れるよう子ども部（仮称）の新設について検討を行う。

②社会教育部門の再編

社会教育・社会体育施設の指定管理者制度導入や委託化、職員の非常勤化などの進捗に応じて、社会教育部門の再編整理及び学校教育部との統合について検討を行う。

③都市計画部門の再編

市営住宅の維持管理業務について委託化を行うとともに、まちづくり分野での大阪府からの権限移譲などの動向や、今後の公共施設について一体的管理又は建て替えなども見据えたファシリティマネジメントに対応するため、都市計画部門において再編を検討する。

④政策立案部門の強化

市長公室のそれぞれを担当制とすることで理事者への政策立案・支援機能の強化を図ることなどを検討する。

⑤農業委員会事務局の総合行政委員会事務局への統合

行政委員会における職員の相互兼務化により、繁忙期における相互応援を図り、業務の円滑な遂行に資するよう、統合の検討を行う。

⑥各課における委託可能領域の拡大

官民の役割分担と責任の明確化を推進し、たとえば、課の内部事務や係りの事務全体など、より大きな部分での民間活力の導入を推進し、効率的な組織体制の構築を検討する。